

「緊急事態宣言」解除後の本部および関東支部の事務局体制について

2020年5月25日

一般社団法人日本建設業連合会

政府は5月25日に、5都道県に発令されていた「緊急事態宣言」を解除しました。日建連本部及び関東支部は5月26日に事業継続体制を終了し、5月27日からは通常の勤務体制を再開しますのでお知らせいたします。

再開に当たり、事務局は以下の方針で運営していきますのでご承知おきください。

- 1) 各種会議・イベント等は、委員長等と相談のうえ再開します
- 2) 役職員はマスク着用および手洗いの励行等により、感染予防対策を徹底します
- 3) 役職員は公共交通機関の混雑を避けるため、時差出勤を行います
- 4) 体調が優れない役職員は、出勤せず自宅にて待機します

上記3)、4)により役職員が不在にしている場合がありますことをご承知おきください。

以上